

上越市選挙管理委員会告示 第46号

令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和8年5月13日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所
別紙のとおり